

4 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策

(1) 趣旨

- 昭和47年日中国交正常化を契機に、本格的な帰国が開始（平成24年度末迄に累計約2万人）。
- 新たな中国帰国者は減少しているものの、中国帰国者を扶養する目的で来日した二世等が、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであるため、安定就労による経済自立がなかなか実現できないことが問題となっている。
- 中国残留邦人等の国内での定着促進対策は、主に、昭和58年に設立された（公財）中国残留孤児援護基金を通じて推進されてきたが、平成6年度には議員立法により支援法が成立し、これによって対策の充実が図られている。
- 平成19年には、支援法の改正により、主に一世の生活の安定を図るために、国民年金の特例支給などが行われることになったが、一世を扶養する立場にある者が多い二世・三世についても、その就労支援の強化を図ることが求められている。
- 以上から、平成25年度においても、中国帰国者（二世・三世）等に対する「就職支援プログラム」を実施している。

(2) 中国帰国者（2世・3世）等に対する「就職支援プログラム」

ア 中国帰国者等に対する職業相談・職業紹介、職業訓練等

公共職業安定所が関係機関と連携しつつ、中国帰国者等の特性に応じた、例えば製造業、旅行会社、通訳、ホテル、レストランなど中国語能力を活かせる求人を開拓し就職を促進する。

(7) 生活支援と連動した職業相談

中国帰国者定着促進センター、中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国帰国者等に対して、生活支援と連動した職業相談を行うとともに、公共職業安定所がこれと連携した職業紹介を行う。

(4) 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用

生活保護受給者であって就労による自立を目指す中国帰国者等に対し、福祉事務所等と公共職業安定所とが連携し、「就労支援チーム」を構成し、個別の面接を行う等により本人の希望、能力及び適性等を勘案し、就職支援メニューを選定のうえ支援を行う。

(7) 中国帰国者等に対する職業訓練

a 委託訓練の実施

中国帰国者等を含め、公共職業安定所長の斡旋を受けた者に対し、貿易実務、旅行管理技能、パソコン実務、レストランサービス技能などの委託訓練を行う。

b 公共職業訓練受講中の訓練手当の支給

公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受ける中国帰国者等であって、雇用保険法による求職者給付の支給対象とならず、本邦に永住帰国した日から起算して10年を経過していない者に対して、職業訓練受講期間中において「訓練手当」（月額12～13万円を支給する）

イ 中国帰国者等の雇用助成

(ア) トライアル雇用助成

中国帰国者等を一定期間試行的に雇用する事業主に対して、試行雇用奨励金（月4万円×3か月）を支給することにより、中国帰国者等の職場への適応を促すとともに、常用雇用への円滑な移行を推進する。

(イ) 雇い入れ助成（特定求職者雇用開発助成金）

公共職業安定所等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金助成（中小企業・大企業の別、所定労働時間の別により30～90万円）を行う。

2世・3世に対する就労支援(中国帰国者等就職支援プログラム)

